

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>県道川越所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>所沢市大字下富字月見原七〇〇番一 地 先から同市大字下富字月見原七〇一 番四 地 先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年一月十三日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年一月十三日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第一 号で告示した道路区域の供用開始 である。 延長二八・〇〇メートル</p>